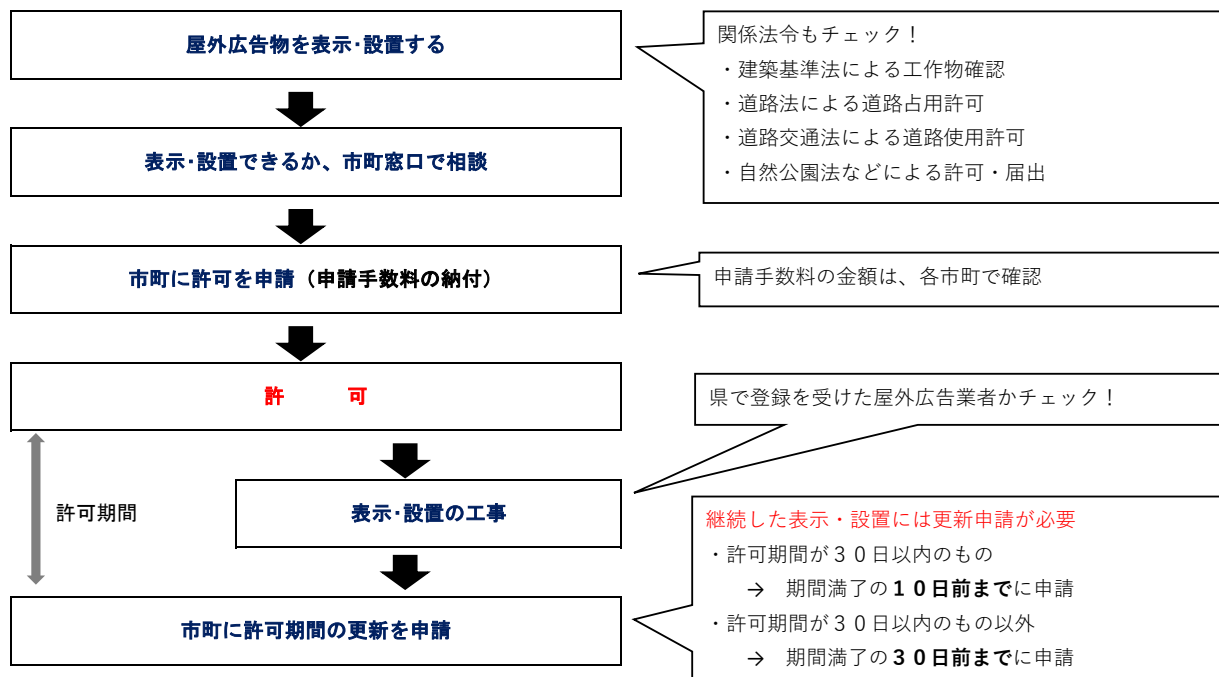


許可申請手続き

表示・設置の許可が必要な屋外広告物については、その表示・設置する場所を管轄する市町長の許可が必要です。



■許可期間

区 分	期 間
看板、広告板によるもの、広告塔によるもの、アーチによるものその他これらに類するもの	2年以内
宣伝車、電柱・街灯利用広告物、標識利用広告物、車体利用広告物、テント利用広告物、アーケード利用広告物、垣・塀利用広告物その他これらに類するもの	1年以内
はり紙、はり札、アドバルーン、広告幕、広告旗、立看板その他これらに類するもの	30日以内

提出する書類の一覧（許可申請関係）

■許可申請時に提出する書類

①許可申請書類（必須）

提出書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 屋外広告物許可等申請書（正本・副本の2部、別紙）	—
<input type="checkbox"/> 付近見取図	付近の位置図
<input type="checkbox"/> 掲示場所のカラー写真	写真は3ヶ月以内に撮影されたもの
<input type="checkbox"/> 広告物の形状、材料及び構造に関する仕様書、構造図	—
<input type="checkbox"/> 広告物の模写図	色彩、意匠（デザイン）、表示面積がわかるもの
<input type="checkbox"/> 返信用封筒	切手を貼付

②必要に応じて添付する書類

提出書類	注意事項
<input type="checkbox"/> (建築物を利用する場合) 建築物との位置関係、既存広告物等の位置関係も含めた壁面等の状況を明らかにした図面及び既存広告物の模写図、カラー写真	写真は3ヶ月以内に撮影されたもの
<input type="checkbox"/> (道路から展望できる地域のうち、自己の敷地外に掲示する場合) 道路までの距離、他の広告物との相互距離及び交通信号機までの距離を明らかにした図面	—
<input type="checkbox"/> (道路から展望できる地域のうち、自己の敷地内に突出広告物を掲示する場合) 交通信号機までの距離を明らかにした図面	—
<input type="checkbox"/> (禁止地域外の住居地域等に貸看板を掲示する場合) 敷地内での既存貸看板の位置図及び既存貸看板の模写図、カラー写真	写真は3ヶ月以内に撮影されたもの
<input type="checkbox"/> (自己以外の者が所有し、又は管理する土地・物件に掲出する場合) 許可書又は承諾書	—
<input type="checkbox"/> (広告主が申請手続きを他人に委託する場合) 委任状（例）設置した看板業者など	—
<input type="checkbox"/> (すでに掲示済みの広告物がある場合) 自己点検結果報告書	設置後おおむね1年以上経過したものを対象 (点検者に資格は問わない)
<input type="checkbox"/> (すでに掲示済みの広告物があり自己点検より詳細な点検がある場合) 安全点検結果報告書	当初の設置からおおむね10年以上が経過しているもの 広告物等の上端が地上からの高さ4mを超えているもの (有資格者によるもの)
<input type="checkbox"/> (更新申請を行わない廃止除却の場合) 屋外広告物除却（滅失）届	—

※□にチェックし、書類がそろっているか確認して提出してください。